

## 千葉市新規事業創出支援事業採択者選定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「千葉市新規事業創出支援事業」（以下「本事業」という。）における採択者選定に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (応募)

第2条 本事業に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市に提出するものとする。

- (1) 事業応募フォーム
- (2) 誓約書兼千葉市税情報閲覧同意書（様式第1号）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 前項第1号の事業応募フォームに記載する項目は、別表1のとおりとする。

### (応募要件)

第3条 応募要件は、本事業に応募を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 市内に本店若しくは事業所等を設置する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者又は市内に主たる事業所を設置している個人事業主であること。
- (2) 新規事業（新商品開発、新規市場展開、DX推進の立ち上げ）又は既存事業の経営基盤や体制強化などによる事業成長の意思があること。
- (3) 本市の産業振興に寄与することが期待されること。
- (4) 過去に本事業に採択された者が応募する場合は、取り組む新規事業（新商品開発、新規市場展開、DX推進の立ち上げ）又は既存事業の経営基盤や体制強化などの内容が、過去の本事業の採択内容と同一でないこと。
- (5) 市税（延滞金を含む）を滞納していないこと。
- (6) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (7) 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと。

### (審査方法)

第4条 審査は、応募者を対象とする書面審査及び書面審査を通過した応募者を対象とする面談審査により行うこととし、面談審査を通過した者を本事業の採択者として決定する。

2 書面審査通過者数の上限は10者、採択者数の上限は6者とする。ただし、書面審査通過者数及び採択者数の上限については、応募状況や審査結果等に応じて、市と事業受託者の協議により変更することを可能とする。

### (審査対象)

第5条 審査の対象は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 書面審査は、応募要件に関する事項及び応募者が提出する事業応募フォームに関する事項とする。
- (2) 面談審査は、応募者が提出する事業応募フォーム及び面談で応募者が回答した事項とする。

(審査委員)

第6条 審査委員は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 書面審査は、応募要件に関する審査を市が実施し、事業応募フォームに関する審査を本事業の受託事業者が実施する。
- (2) 面談審査は、市の2人、本事業の受託事業者の2人で実施する。

(審査基準)

第7条 審査基準は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 審査項目及びその配点  
別表2のとおりとする。
- (2) 合格基準点  
別表2の配点の合計点の6割とする。

(書面審査)

第8条 書面審査は、次の各号に定めるところ実施する。

- (1) 応募要件に関する審査は、事業応募フォーム、納税状況の調査結果、誓約書兼千葉市税情報閲覧同意書(様式第1号)を基に応募要件の該当有無を審査する。
  - (2) 事業応募フォームに関する審査は、事業応募フォームを基に審査項目の該当有無を審査し、各応募者の得点を決定する。
- 2 応募要件のいずれにも該当し、合格基準点を超えた応募者を、得点の高い順から市が書面審査通過者として決定する。ただし、合格基準点を超える場合でも次の各号に該当する場合は、書面審査通過者として決定しないことができる。
- (1) 書面審査通過者数の上限を超える場合
  - (2) 審査項目の一部の点数が著しく低く、本事業の活用に懸念がある場合
  - (3) その他、本事業の目的、趣旨から採択者として適切ではないと認められる場合
- 3 審査結果について、書面審査非通過者には、千葉市新規事業創出支援事業不採択決定通知書(様式第2号)により、通過者には、電子メールにより通知する。

(面談審査)

第9条 面談審査は、事業応募フォーム及び面談で応募者が回答した事項を基に審査項目の該当有無を審査し、各応募者の得点を決定する。

- 2 合格基準点を超えた応募者を、得点の高い順から市が採択者として決定する。ただし、合格基準点を超える場合でも次の各号に該当する場合は、採択者として決定しないことができる。
- (1) 採択者数の上限を超える場合
  - (2) 審査項目の一部の点数が著しく低く、本事業の活用に懸念がある場合
  - (3) その他、本事業の目的、趣旨から採択者として適切ではないと認められる場合
- 3 審査結果は、不採択者には、千葉市新規事業創出支援事業不採択決定通知書(様式第3号)により、採択者には、千葉市新規事業創出支援事業採択決定通知書(様式第4号)により通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、採択者の選定に必要な事項は、市と本事業の受託事業者

が協議の上定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

#### 別表1 事業応募フォームの項目

##### 1 応募者に関する項目

| 項目                          |
|-----------------------------|
| ・法人名（個人事業主の場合、屋号等の事業者名）     |
| ・担当者役職・氏名                   |
| ・連絡先メールアドレス                 |
| ・企業（個人事業主の場合、事業）のミッション・ビジョン |
| ・現在抱えている経営上の課題              |
| ・経営上の課題の原因                  |

##### 2 本事業の活用に関する項目

| 項目                                                            |
|---------------------------------------------------------------|
| ・応募の背景・動機                                                     |
| ・新規事業（新商品開発、新規市場展開、DX 推進の立ち上げ）又は既存事業の経営基盤や体制強化などの方向性          |
| ・想定している新規事業（新商品開発、新規市場展開、DX 推進の立ち上げ）又は既存事業の経営基盤や体制強化などの概要     |
| ・新規事業（新商品開発、新規市場展開、DX 推進の立ち上げ）又は既存事業の経営基盤や体制強化などに向けて抱えている課題   |
| ・新規事業（新商品開発、新規市場展開、DX 推進の立ち上げ）又は既存事業の経営基盤や体制強化などに活かせる可能性がある強み |
| ・プロ人材を活用し解決したい課題（新規事業又は既存事業の経営基盤や体制強化などに対して不足しているスキル）と優先度     |
| ・プロ人材を活用する際に想定される体制                                           |

#### 別表2 審査項目とその配点

| 審査項目        | 確認の狙い                                                               | 配点 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------|----|
| 実行意欲        | 本事業を活用し、新規事業（新商品開発、新規市場展開、DX 推進の立ち上げ）又は既存事業の経営基盤や体制強化などに取り組む意欲があるか。 | 30 |
| 実現可能性（経営課題） | 解決したい経営課題が明確化されており、プロ人材の活                                           | 20 |

|        |                                   |     |
|--------|-----------------------------------|-----|
|        | 用により解決が期待できる内容か。                  |     |
| (依頼業務) | プロ人材に依頼する業務内容、業務量等が適切か。           | 20  |
| 社内体制   | プロ人材を受け入れる体制が整っていて、社内で合意が図られているか。 | 30  |
| 合 計 点  |                                   | 100 |

誓約書 兼 千葉市税情報閲覧同意書

（あて先）千葉市長

千葉市新規事業創出支援事業の応募に当たり、下記事項を誓約いたします。また、千葉市経済農政局経済部産業支援課が、下記4の事項を審査するため、当社（個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報の提供を受けることに同意します。

記

- 1 市内に本店若しくは事業所等を設置する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者又は市内に主たる事業所を設置している個人事業主であること。
- 2 新規事業（新商品開発、新規市場展開、DX推進の立ち上げ）又は既存事業の経営基盤や体制強化などによる事業成長の意思があること。
- 3 本市の産業振興に寄与する事業を実施していること。
- 4 市税（延滞金を含む）を滞納していないこと。
- 5 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- 6 法令又は公序良俗に反する事業等を行っていないこと。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 法人の場合は、原則として記名押印が必要です。  
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

住 所  
名 称  
代表者職氏名

千葉市新規事業創出支援事業不採択決定通知書

千葉市新規事業創出支援事業の採択者の選考につきまして、厳正な審査の結果、貴社は、採択に至りませんでしたので、千葉市新規事業創出支援事業採択者選定要綱第 8 条第 3 項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長 神 谷 俊 一

様式第 3 号（第 9 条関係）

住 所  
名 称  
代表者職氏名

千葉市新規事業創出支援事業不採択決定通知書

千葉市新規事業創出支援事業の採択者の選考につきまして、厳正な審査の結果、貴社は、採択に至りませんでしたので、千葉市新規事業創出支援事業採択者選定要綱第 9 条第 3 項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長 神 谷 俊 一

様式第 4 号（第 9 条関係）

住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

千葉市新規事業創出支援事業採択決定通知書

千葉市新規事業創出支援事業の採択者の選考につきまして、厳正な審査の結果、貴社を採択者として決定しましたので、千葉市新規事業創出支援事業採択者選定要綱第 9 条第 3 項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長 神 谷 俊 一